

平成25年度
中山間地域等直接支払制度の実施状況

平成26年6月

農林水産部農業基盤整備課

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の農用地の有する公益的機能を維持・増進するため、平地農業との生産条件格差額を交付金として直接耕作者に交付し、耕作放棄の未然防止を図る施策として、平成12年度から取り組まれている制度です。平成12年度から平成16年度までを第Ⅰ期対策、平成17年度から平成21年度までを第Ⅱ期対策、平成22年度から平成26年度までを第Ⅲ期対策として取り組みがなされています。

現在までの取組実績は、以下のとおりであり、本制度の実施によって、1,695haの農用地の適正管理と集落の景観整備などの共同活動の促進が図られています。

○中山間地域等直接支払制度取組実績（平成21～25年度）

1 実施市町数

集落協定を締結するうえでの指針となる中山間地域等直接支払市町村基本方針の策定の状況は25年3月末時点で15市町となり、制度対象市町の75%です。交付金は、基本方針を制定している15市町すべてで交付されました。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
制度対象市町数	20	20	20	20	20
基本方針策定市町数	15	15	15	15	15
交付市町数	15	15	15	15	15

（注1）桑名市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町については、「協定締結の見込みがない」などの理由により、基本方針を策定していません。

2 協定締結数

（1）協定締結数

平成25年度の協定締結数は、230協定となりました（すべて集落協定）。なお、協定締結数が最も多いのは伊賀市の64協定で、次いで津市の29協定、大台町の22協定でした。

		22年度	23年度	24年度	25年度
締結集落協定数		209	223	229	230
内 訳	体制整備単価	126	135	142	143
	基礎単価（8割）	83	88	87	87
	加算措置	0	0	0	0
体制整備単価実施率		60%	61%	62%	62%
参加農家数		4,611	4,832	4,592	4,681

平成25年度の交付市町と協定締結数

市町村名	協定締結数	協定参加農家数	協定締結面積(m ²)	交付金額(円)
桑名市	0	0	0	0
いなべ市	18	896	1,983,486	25,889,136
亀山市	17	204	722,634	10,187,892
津市	29	435	1,822,843	38,279,703
松阪市	14	175	398,947	7,836,421
多気町	5	136	323,458	6,627,616
大台町	22	386	1,082,070	17,704,924
伊勢市	0	0	0	0
鳥羽市	0	0	0	0
志摩市	0	0	0	0
度会町	0	0	0	0
大紀町	23	242	1,146,625	15,233,054
南伊勢町	4	67	666,654	6,133,215
伊賀市	64	1,641	7,067,299	104,744,035
名張市	17	239	840,795	15,775,393
尾鷲市	1	17	231,407	2,128,944
紀北町	1	16	68,741	632,417
熊野市	8	123	380,147	5,173,674
御浜町	4	14	117,070	1,287,092
紀宝町	3	33	99,973	2,099,433
総計	230	4,624	16,952,149	259,732,949

(2) 協定の廃止及び新規締結の状況

平成21年度の協定締結集落200協定のうち22協定が平成22年度に協定を廃止しました(これと別に統合による減あり)。その主な要因は、「高齢化の進展・担い手不足で今後続ける自信がない」、「集落をまとめるリーダーがいなくなった」などでした。

一方、新規に協定を締結した集落は平成22年度36集落、23年度14集落、24年度6集落、25年度1集落でした。主な要因として、面積が小さい複数の飛び地の団地(合計1ha以上)であっても共同取組活動を行えば採択されるなど要件が緩和されたことや、中山間地域等直接支払制度の認知度が向上したことなどが挙げられます。

3 協定締結面積

(1) 協定締結面積

平成25年度の協定締結面積は16,952,149 m² (1,695 ha) となり、3期対策開始時(22年度)に比べて136 ha増加しました。

		22年度	23年度	24年度	25年度
協定締結面積		15,588,889	16,177,917	16,669,741	16,952,149
内訳	体制整備単価	8,895,152	9,308,147	9,827,471	10,098,395
	基礎単価	6,693,737	6,869,770	6,842,270	6,853,754
	加算単価	0	0	0	0
体制整備単価実施		57%	58%	59%	59%

(2) 地目別の協定締結面積

平成25年度締結面積の地目別の割合は、田の急傾斜農用地がもっとも高く、64%を占めておりました。このほか、田の緩傾斜農用地が29%、畑の急傾斜農用地が6%、畑の緩傾斜地が1%でした。

(単位：ha)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体に占める割合 (25年度)
一般	田 急傾斜	578	621	640	658	670	
	田 緩傾斜	140	260	293	313	327	
	畑 急傾斜	104	107	107	107	107	
	畑 緩傾斜	1	0	1	1	1	
特認	田 急傾斜	375	403	409	412	420	
	田 緩傾斜	128	165	165	173	167	
	畑 急傾斜	2	2	2	2	2	
	畑 緩傾斜	1	1	1	1	1	
計	田 急傾斜	953	1,024	1,049	1,070	1,090	64%
	田 緩傾斜	268	425	458	486	494	29%
	計	1,221	1,221	1,507	1,556	1,584	93%
	畑 急傾斜	106	109	109	109	109	6%
	畑 緩傾斜	2	1	2	2	2	1%
	計	108	110	111	111	111	7%
全体計		1,329	1,559	1,618	1,667	1,695	

4 交付金額

(1) 交付金額

平成25年度の協定締結集落への交付金総額は、259,733千円となりました(一協定あたり1,129千円、一戸あたり55千円)。

(単位：千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
交付金額	207,290	240,479	248,015	254,844	259,733
一協定平均	1,036	1,151	1,112	1,112	1,129
一戸平均	45	57	55	51	55

(2) 交付金の配分状況

平成 25 年度の交付金の配分状況については、共同取組活動に 62%、161,927 千円でした。

平成 23 年度からは、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額の概ね 1/2 以上を個人配分に充てることが原則となりましたが、引き続き共同活動に活用される割合が高くなっています。

(単位：千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
共同取組分	135,307	152,557	151,177	160,969	161,927
充当率	65%	63%	61%	63%	62%
個人配分分	71,983	87,922	96,838	93,875	97,806
充当率	35%	37%	39%	37%	38%

5 集落協定の活動内容

平成 25 年度の 230 協定における活動内容は下記の通りでした。

(1) 農業生産活動等として取り組む事項

柵、ネット等の配置が最も多く 208 協定で実施されました。ついで、農地の法面管理が多く、154 協定で実施されています。また、農道や水路の管理は、228 協定で取り組まれており、高い実施率となりました。

取り組み内容	実施協定数
1 耕作放棄の防止等の活動	—
① 賃借権設定・農作業の委託	115
② 既耕作放棄地の復旧	0
③ 既耕作放棄地の林地化	0
④ 既耕作放棄地の保全管理	4
⑤ 農地の法面管理	154
⑥ 柵、ネット等の設置	208
⑦ 限界的農地の林地化	0
⑧ 簡易な基盤整備	71
⑨ 土地改良事業	0
⑩ 自然災害を受けている農用地の復旧	16
⑪ 地目変換	0
⑫ その他	6
2 水路、農道等の管理活動	—
① 水路の管理	228
② 農道の管理	228
③ その他の施設の管理	9

(2) 多面的機能を増進する活動

多面的機能を維持する活動では、周辺隣地の下草刈り（143 協定）や、景観作物の作付け（94 協定）に多く取り組まれていました。

取り組み内容	実施協定数
1 国土保全機能を高める取組	—
① 周辺林地の下草刈	143
② 土壌流亡に配慮した営農	7
2 保健休養機能を高める取組	—
③ 棚田オーナー制度	1
④ 市民農園等の開設・運営	3
⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	0
⑥ 景観作物の作付け	94
3 自然生態系の保全に資する取組	—
⑦ 魚類・昆虫類の保護	9
⑧ 鳥類の餌場の確保	14
⑨ 粗放的畜産	0
⑩ 堆きゅう肥の施肥	13
⑪ 拮抗作物の利用	3
⑫ 合鴨・鯉の利用	3
⑬ 輪作の徹底	3
⑭ 緑肥作物の作付け	14
⑮ その他活動	6

(3) 体制整備のための活動

230 協定中 143 協定が、下表の体制整備に取り組んでいます。集団的かつ持続可能な体制整備に取り組み、農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを取り決めた協定が 135 と、もっとも多くなっています。

取り組み内容	実施協定数
① 協定農用地の拡大	16
② 機械・農作業の共同化	23
③ 高付加価値型農業の実践	1
④ 地場産農産物等の加工・販売	5
⑤ 農業生産条件の強化	3
⑥ 新規就農者の確保	1
⑦ 認定農業者の育成	3
⑧ 多様な担い手の確保	2
⑨ 担い手への農地集積	0
⑩ 担い手への農作業の委託	3
⑪ 集落を基礎とした営農組織の育成	6
⑫ 担い手集積化	0
⑬ 集団的かつ持続可能な体制整備	135